

検査実施料に関するお知らせ

(管理番号:24-0112)
2024年10月 C

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、令和6年9月30日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0930第9号」により、測定項目に検査実施料の新設および留意事項の変更がされましたので、下記の通りご案内いたします。

謹白

記

■ 新規保険収載

測定項目	保険点数
HCV抗体・HCVコア蛋白同時検出定性	102点

■ 保険収載内容 一部変更

測定項目	保険点数
抗ミュラー管ホルモン(AMH)	597点

■ 適用日

2024(R6)年 10月 1日(火)から適用

▼ 新規保険収載

測定項目	HCV抗体・HCVコア蛋白同時検出定性
保険点数	102点
検体検査判断料	免疫学的検査判断料（144点）
診療報酬点数表区分	「D013」肝炎ウイルス関連検査「5」
留意事項	（10） HCV抗体・HCVコア蛋白同時検出定性は、ECLIA法により測定した場合に、区分番号「D013」肝炎ウイルス関連検査の「5」HCV抗体定性・定量の所定点数を準用して算定する。

▼ 保険収載内容 一部変更

下線部分が変更されました。

測定項目	抗ミュー管ホルモン（AMH）
保険点数	597点
検体検査判断料	生化学的検査（Ⅱ）判断料（144点）
診療報酬点数表区分	「D008」内分泌学的検査「52」
留意事項	～（略）～ （28）「52」の抗ミュー管ホルモン（AMH）は、不妊症の患者に対して、 卵巣の機能の評価及び治療方針の決定を目的として、血清又は 血漿を検体としてEIA法、CLEIA法、ECLIA法又は<u>CLIA法</u>により 測定した場合に、6月に1回に限り算定できる。 ～（以下、略）～